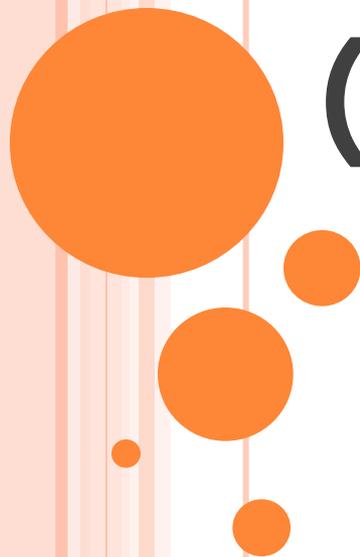


# 山形県職員トークライブ

～教えて先輩！～

(福祉・心理職)

令和7年8月20日



# 紹介の流れ

---

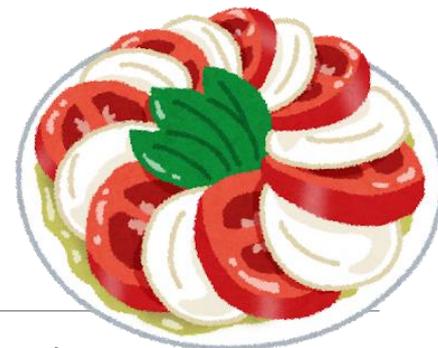


## ★福祉相談センター

(前半) 児童福祉司の仕事について

(後半) 児童心理司の仕事について

# 自己紹介



福祉相談センター 長瀬 隼（ながせ しゅん）

## <入庁後の経歴>

令和3年 入庁

福祉相談センター 地域指導課 児童福祉司

令和5年 庄内児童相談所 児童福祉司

令和6年 福祉相談センター 地域指導課 児童福祉司

…現在に至る

# 福祉相談センターとは



## ①中央児童相談所

⇒18歳未満の子どもに関する様々な相談（虐待・非行・性格行動）に応じ支援を行う。また、18歳未満の子どもの療育手帳の判定を行う。

## ②女性相談支援センター

⇒配偶者・恋人などからの暴力の相談や、女性の抱える悩みについて相談・支援を行う。

## ③知的障がい者更生相談所

⇒18歳以上の療育手帳に関する判定や、知的障がい者や家族からの相談に対し助言を行う。

## ④身体障がい者更生相談所

⇒身体障がい者の相談判定、身体障害者手帳の交付、各種相談・助言指導を行う。

# 児童福祉司の主な業務



## ★児童や家庭に係る相談対応

- 養護相談、児童虐待相談、非行相談など。
- 保護者だけでなく、市町村等関係機関からのことも。

## ★一時保護の要否について調査、判断

- 相談の内容について、当事者、関係者から調査。
- 調査した内容に基づいて方針検討。

## ★在宅、里親委託児童、施設入所児童への支援

- 決定に沿って支援していく。

※まずは親の子育てを応援し、難しい場合は親子が離れる選択肢を考える。

# 児童福祉司のある一週間

忙しいVer

	月	火	水	木	金
8:30 ~ 12:00	施設入所児童 面接（出張）  記録	記録、電話  在宅児童面接 （来所）	所内会議出席  記録、電話	心理司と打合 わせ  記録、電話	在宅児童面接 （来所）
休憩					
13:00 ~ 17:15 ~	記録、電話  在宅児童面接 （出張）  在宅児童面接 （来所）	施設入所児童 面接（出張）  在宅児童面接 （出張）  会議資料作成	施設入所児童 面接（出張）  施設入所児童 面接（出張）  在宅児童面接 （出張）	会議資料作成  記録、電話	関係機関会議 出席（出張）



# 印象に残っている業務

---

施設入所児童チームと児童相談所チームで野球試合をしたこと



# 自己紹介



福祉相談センター 長谷部穂里（はせべ ほのり）

## <入庁後の経歴>

令和3年 入庁

精神保健福祉センター 相談判定課 判定員

令和5年 福祉相談センター 相談判定課 児童心理司

…現在に至る

ひきこもり支援（心理面接、心理検査）、  
デイケア運営、精神保健福祉相談 etc…

# 児童心理司ってなにをするの？

---

## ★心理学的アセスメント

各種検査や行動観察などを通して、心理学的観点から援助の内容・方針を提案。

児童心理司は知的障がい者更生相談所や女性相談支援センターと一緒に仕事することも多い

## ★カウンセリング及び心理治療



# 児童心理司の主な業務



## ★療育手帳の判定

知能検査や発達検査などをして、療育手帳（知的障がいのための手帳）に該当するかどうか判定する。

## ★児童（一時保護・通所・施設入所）の心理面接

各種心理検査や行動観察、心理面接などを通して心理面での見立てを行い、その後の心理学的支援をする（繋げる）。

# 児童心理司のある一週間



忙しいVer

	月	火	水	木	金
8:30 ~ 12:00	出張 (里親委託児童 との面接)	資料・所見 作成  保護児童面接	療育手帳判定  資料・所見作 成	療育手帳判定	出張 (打ち合わせ)  記録・事務
休 憩					
13:00 ~ 17:15	出張 (情報共有)  記録・事務	医学診断 (療育手帳に係 る業務)  出張 (児童と面接)	記録・事務	保護児童面接  記録・事務	出張 (家庭訪問) ↓ 別機関に移動 (児童と面接)

# 印象に残っている業務

---

自分の課題に向き合うことが難しい児童  
との面接



# 他の配属先



## 心理系

- 児童相談所の児童心理司
- 朝日学園の心理士
- こども医療療育センターの判定員
- 精神保健福祉センターの判定員

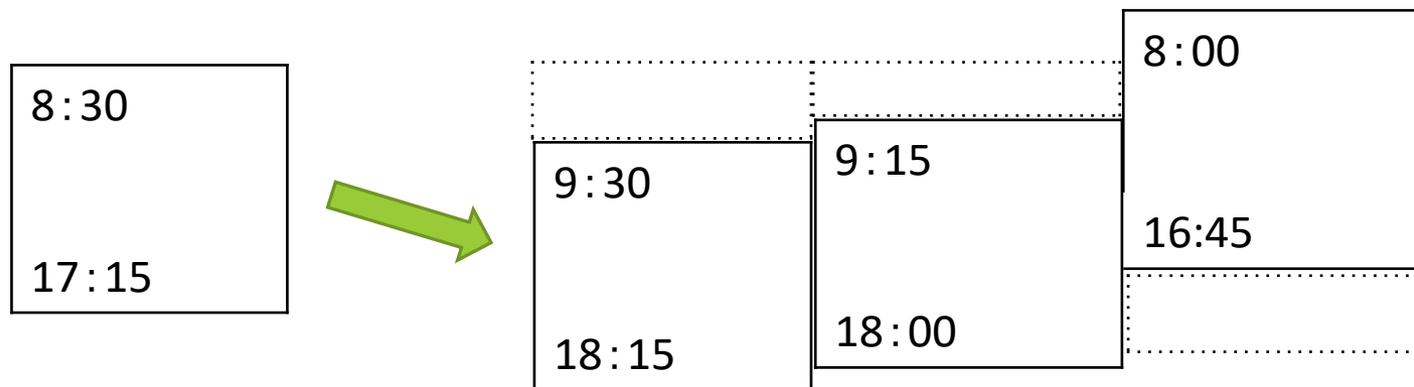
## 福祉系

- 児童相談所の児童福祉司
- 知的障がい者更生相談所
- 子ども家庭福祉課
- 朝日学園の指導員
- 生活保護のケースワーカー

# 働き方の工夫



★時差出勤の活用 (7:45から9:30までの間で15分間隔で申請可能)  
※業務に合わせて適宜活用可能



(例1)

(例2)

(例3)

朝の渋滞回避に有効

朝の時間を活用！